

鴨川メガソーラーに係る 林地開発における景観への影響の緩和について

令和7年12月23日
農林水産部森林課

1

1

景観への影響の緩和に関する基準

千葉県林地開発許可審査基準

第2章第5「環境の保全」3 景観への影響の緩和に関する基準

景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないように適切な配慮がなされており、特に市街地、主要道路等からの景観を維持する必要がある場合には、開発行為により生じるのり面を極力縮少するとともに、のり面の緑化を図り、また開発行為に係る事業により設置される施設の周辺に残置森林等を配置する等の適切な措置が講じられるものと認められること。

※ 事業区域内における対応となります

2

1